

災害救援型自動販売機 特記仕様書

1 目的

市の庁舎等において設置する災害救援型自動販売機（以下「災害型自販機」という。）について必要な事項を定める。

2 災害時のサービスの提供

- (1) 設置事業者は、地震、風水害等の災害の場合において、設置した災害型自販機内の飲料水を無償提供しなければならない。
- (2) 無償提供にあたっては、災害型自販機の設置場所が停電し、市が災害対策本部を設置し、災害応急対策業務を実施する場合又は当該施設が避難所として利用される場合において、設置事業者の協力を必要と判断した場合に限るものとする。
- (3) 上記(2)の場合、市は、設置事業者に協力を要請するとともに、設置事業者は、その災害型自販機の取り扱いについて必要な助言、又は災害型自販機の操作を行わなければならない。